

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 10 日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

医療法人の経営情報の報告について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生所管部（局）担当課宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下関係者に適宜御周知願います。

事 務 連 絡

令和6年1月10日

各都道府県衛生所管部（局）担当課 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

医療法人の経営情報の報告について

医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度について改正医療法が施行され、令和5年8月以降に決算期を迎えた医療法人から、当該法人が開設する病院又は診療所ごとに収益及び費用等の情報（以下「経営情報」という。）を原則、会計年度終了後3月以内（外部監査対象の医療法人は4月以内）に都道府県知事に報告することとなりました。

これに関して、既に報告時期を迎えている令和5年8月決算法人について、該当の医療法人 6,458 法人（G-MIS 医療法人マスタによる。）に対して、令和5年12月末時点で 1,581 法人（うち G-MIS による報告 567 法人、書面の電子化受託事業者に送付 1,014 法人）の報告に止まっています。

もとより年末の業務多忙時期と重なり、自治体の確認の後、事業者への送付にも一定の期間を要するものと承知していますが、今後、経営情報をデータベース化により一元管理することで政策の企画・立案に活用し、国民理解の促進に活用するものであり、政府内外で重要性を強く認識されています。

つきましては、事情ご理解の上、未だ報告のない医療法人への指導・助言を含め報告の促進を頂きますようお願いいたします。

なお、今般の令和6年能登半島地震による影響を受けた地域の自治体及び医療法人については震災への対応を優先いただき、本件につきましては当該状況が落ち着いた後、ご対応頂きますことをお願いいたします。